

▶ 福井県中小企業者等事業継続支援金(令和4年1月～5月期分)のお知らせ!

令和4年1月から5月までの何れか1月の売上が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により3年前、2年前または前年の同じ月と比べ30%以上減少していること

月売上が、70%以上減少している場合	1事業者あたり30万円
月売上が、50%以上70%未満で減少している場合	1事業者あたり20万円
月売上が、30%以上50%未満で減少している場合	1事業者あたり10万円

★受付期間 令和4年8月15日(月)まで

★受付方法 ※ 郵送による申請の場合

申請書類を下記の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送持参による申請は受け付けていません。令和4年8月15日(月)の消印有効

宛先 〒910-8691 福井中央郵便局留め 福井県 中小企業者等事業継続支援金申請事務局 宛て

原則、申請は1回限りとなります。すでに1～5月の何れか1月において支援金を受給している事業者は、別の月を対象とした2回目の申請をすることができません。

ただし、「中小企業者等事業継続支援金の追加給付の手続きについて」に該当する事業者は追加給付の対象となりますので、福井県事業継続支援金コールセンター(0776-50-6458)でご確認ください。